

島根県報

第一、四二〇号
平成十四年十一月十五日
(金曜日)

目次

規則

身体障害者補助犬法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則 (総務課) 二

島根県公文書管理規則の一部を改正する規則 (地 方 課) 二

告示
字の区域の変更(二件) (長 寿 社 会 課) 二

生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定 (地 方 課) 六

生活保護法の規定による指定医療機関の名称変更の届出 (長 寿 社 会 課) 六

生活保護法の規定による指定介護機関の事業休止の届出 (長 寿 社 会 課) 七

生活保護法の規定による介護機関の指定 (長 寿 社 会 課) 七

生活保護法の規定による指定介護機関の事業休止の届出 (長 寿 社 会 課) 七

身体障害者福祉法の規定による医師の指定 (障 害 者 福 祉 課) 八

土地改良区の役員の就任及び退任 (農 村 整 備 課) 八

土地改良事業変更施行の同意 (農 村 整 備 課) 九

地域森林計画の樹立 (林 業 管 理 課) 一〇

地域森林計画の変更 (林 業 管 理 課) 一〇

島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱の一部改 (漁 業 管 理 課) 一〇

正 島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の一部改 () 一二

正 島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の () 一二

一部改正 () 一二

島根県漁業経営高度化促進支援資金利子補給事業実施 () 一二

要綱の一部改正 () 一二

大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗に (商 工 企 画 課) 一二

係る事項の変更の届出 () 一二

道路の区域の変更 (道 路 整 備 課) 一三

道路の供用開始 () 一一

訓 令 島根県公文書管理規程の一部改正 (総 務 課) 二三

公 告 都市計画決定の図書の縦覧 (都 市 計 画 課) 二三

開発行為に関する工事の完了 () 二四

教委規則 県立学校の組織編制に関する規則の一部を改正する規 (高 校 教 育 課) 二四

則 島根県立高等学校通学区域規程の一部を改正する規則 () 二六

公布された条例等のあらまし

- ◆身体障害者補助犬法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則(規則第一〇四号)
 - 一 規則の概要
 - 身体障害者補助犬法の施行に伴い、用語の整理を行うこととした。
 - 二 施行期日
 - 公布の日から施行することとした。

◇島根県公文書管理規則の一部を改正する規則(規則第一〇五号)

一 規則の概要

主務課の長及び地方機関の長は、保存するファイル又は公文書が、電子計算機を使用して処理された電磁的記録である場合には、当該電磁的記録の漏えい、滅失及びき損の防止その他の適正な管理のために必要な措置を講じなければならぬこととした。

二 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

身体障害者補助犬法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成十四年十一月十五日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第四百号

身体障害者補助犬法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(島根県立しまね海洋館条例施行規則の一部改正)

第一条 島根県立しまね海洋館条例施行規則(平成十一年島根県規則第四百十四号)の一部

を次のように改正する。

第七条第一号中「盲導犬」を「身体障害者補助犬」に改める。

(島根県立県民会館条例施行規則の一部改正)

第二条 島根県立県民会館条例施行規則(昭和四十三年島根県規則第四十二号)の一部を

次のように改正する。

第十条第四号中「盲導犬」を「身体障害者補助犬」に改める。

(島根県立宍道湖自然館条例施行規則の一部改正)

第三条 島根県立宍道湖自然館条例施行規則(平成十三年島根県規則第二号)の一部を次

のように改正する。

第九条第一号中「盲導犬」を「身体障害者補助犬」に改める。

(島根県立産業交流会館条例施行規則の一部改正)

第四条 島根県立産業交流会館条例施行規則(平成五年島根県規則第七十六号)の一部を

次のように改正する。

第八条第四号中「盲導犬」を「身体障害者補助犬」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県公文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十一月十五日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第五百号

島根県公文書管理規則の一部を改正する規則

島根県公文書管理規則(平成十三年島根県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第九条に次の一項を加える。

2 前項におけるファイル又は公文書が、電子計算機を使用して処理された電磁的記録である場合には、当該電磁的記録の漏えい、滅失及びき損の防止その他の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告

示

島根県告示第九百五十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、都方村長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

なお、この届出に係る字の区域の変更の効力は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第二項において準用する同法第五十四条第四項の規定による下田

六 隠岐郡都万村大字都万字七多に編入する区域

| 大字 | 字 | 地 | 番 |
|-----|------|---|---|
| 都万 | ケンジキ | 二六六一の一、二六六二の一、二六六三の一、二六六四の一 | |
| 西ノ前 | | 二七二四、二七二五 | |
| 松本 | | 三一九四の一、三一九四の三、三一九五の一、三一九六の二、三一九七の一から三一九七の三まで、三一九八の一から三一九八の三まで、三一九九の一から三一九九の五まで、三二〇〇の一から三二〇〇の四まで、三二〇一の一から三二〇一の四まで、三二〇二の一、三二〇二の二、三二〇三の一、三二〇三の二、三二〇三の三、三二〇四の一、三二〇四の二、三二〇五の一、三二〇五の二、三二〇六の一、三二〇六の二、三二〇七、三二〇八、三二〇九の一、三二〇九の二、三二一〇の一、三二一〇の二、三二一一、三二一一の二、三二一一の三、三二一一の四、三二一二の一、三二一二の二、三二一二の三、三二一二の四、三二一三の一、三二一三の二、三二一三の三、三二一三の四 | |
| コメ山 | | 五五九四の一、五五九四の二 | |

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部、村有地の全部

七 (右地番は、平成十四年六月二十八日現在のものである。) 隠岐郡都万村大字都万字森里に編入する区域

| 大字 | 字 | 地 | 番 |
|-----|----|---|---|
| 都万 | 松本 | 三一九六の二の一、三二一一の一、三二一一の二、三二一一の三、三二一一の四、三二一一の五、三二一一の六、三二一一の七、三二一一の八、三二一一の九、三二一一の一〇、三二一一の一〇の一、三二一一の一〇の二、三二一一の一〇の三、三二一一の一〇の四、三二一一の一〇の五、三二一一の一〇の六、三二一一の一〇の七、三二一一の一〇の八、三二一一の一〇の九、三二一一の一〇の一〇、三二一一の一〇の一〇の一、三二一一の一〇の一〇の二、三二一一の一〇の一〇の三、三二一一の一〇の一〇の四、三二一一の一〇の一〇の五、三二一一の一〇の一〇の六、三二一一の一〇の一〇の七、三二一一の一〇の一〇の八、三二一一の一〇の一〇の九、三二一一の一〇の一〇の一〇 | |
| 森ノ前 | | 三二一九の一、三二二〇の一、三二二一の一、三二二二の一、三二二三の一、三二二四の一、三二二五の一、三二二六の一、三二二七の一、三二二八の一、三二二九の一、三二三〇の一、三二三一の一、三二三二の一、三二三三の一、三二三四の一、三二三五の一、三二三六の一、三二三七の一、三二三八の一、三二三九の一、三二四〇の一、三二四一の一、三二四二の一、三二四三の一、三二四四の一、三二四五の一、三二四六の一、三二四七の一、三二四八の一、三二四九の一、三二五〇の一、三二五一の一、三二五二の一、三二五三の一、三二五四の一、三二五五の一、三二五六の一、三二五七の一、三二五八の一、三二五九の一、三二六〇の一、三二六一の一、三二六二の一、三二六三の一、三二六四の一、三二六五の一、三二六六の一、三二六七の一、三二六八の一、三二六九の一、三二七〇の一、三二七一の一、三二七二の一、三二七三の一、三二七四の一、三二七五の一、三二七六の一、三二七七の一、三二七八の一、三二七九の一、三二八〇の一、三二八一の一、三二八二の一、三二八三の一、三二八四の一、三二八五の一、三二八六の一、三二八七の一、三二八八の一、三二八九の一、三二九〇の一、三二九一の一、三二九二の一、三二九三の一、三二九四の一、三二九五の一、三二九六の一、三二九七の一、三二九八の一、三二九九の一、三三〇〇の一、三三〇一の一、三三〇二の一、三三〇三の一、三三〇四の一、三三〇五の一、三三〇六の一、三三〇七の一、三三〇八の一、三三〇九の一、三三一〇の一、三三一〇の二、三三一〇の三、三三一〇の四、三三一〇の五、三三一〇の六、三三一〇の七、三三一〇の八、三三一〇の九、三三一〇の一〇、三三一〇の一〇の一、三三一〇の一〇の二、三三一〇の一〇の三、三三一〇の一〇の四、三三一〇の一〇の五、三三一〇の一〇の六、三三一〇の一〇の七、三三一〇の一〇の八、三三一〇の一〇の九、三三一〇の一〇の一〇、三三一〇の一〇の一〇の一、三三一〇の一〇の一〇の二、三三一〇の一〇の一〇の三、三三一〇の一〇の一〇の四、三三一〇の一〇の一〇の五、三三一〇の一〇の一〇の六、三三一〇の一〇の一〇の七、三三一〇の一〇の一〇の八、三三一〇の一〇の一〇の九、三三一〇の一〇の一〇の一〇 | |

| | |
|-----|--|
| 森ノ前 | 三二二三、三二二五の一、三二二六の一、三二二六の二、三二二六の五、三二二七の一、三二二七の二、三二二八の一から三二二八の四まで、三二二九の一、三二二九の三、三二二九の二 |
|-----|--|

| | |
|-----|---|
| 泉ノ前 | 三二三〇の一、三二三〇の二、三二三〇の三、三二三〇の四、三二三〇の五、三二三一から三二三三まで、三二三四の一、三二三四の二、三二三五の一、三二三五の二、三二三六の一、三二三六の二、三二三七、三二三八の一から三二三八の三まで、三二三九の一、三二三九の二、三二四〇の一から三二四〇の四まで、三二四一の一、三二四一の二から三二四一の六まで、三二四二の一、三二四二の二から三二四二の六まで、三二四三の一、三二四三の二から三二四三の五まで、三二四四の一から三二四四の三まで、三二四五の一から三二四五の四まで、三二四六の一から三二四六の三まで、三二四七の一から三二四七の六まで、三二四八の一から三二四八の三まで、三二四九の一、三二四九の二、三二五〇の一から三二五〇の三まで、三二五一の一から三二五一の三まで、三二五二の一から三二五二の三まで、三二五三の一から三二五三の三まで、三二五四の一、三二五四の二、三二五四の三、三二五五の一、三二五五の二、三二五五の三、三二五六の一、三二五六の二、三二五六の三、三二五七の三まで |
|-----|---|

| | |
|-----|--|
| 泉ノ前 | 三二五八の一から三二五八の四まで、三二五九の一、三二五九の二、三二六〇、三二六一の一、三二六一の二、三二六一の三、三二六二の二、三二六三の一、三二六三の二、三二六四の一、三二六四の二、三二六五の一、三二六五の二、三二六六の一、三二六六の二、三二六七の一、三二六七の二、三二六八の一、三二六八の二、三二六九の一、三二六九の二、三二七〇の一、三二七〇の二、三二七一の一から三二七一の三まで、三二七二の一から三二七二の三まで、三二七三の一から三二七三の四まで、三二七五の七、三二七六の二、三二七七の三、三二七八の五、三二七九の |
|-----|--|

| | |
|-----|--|
| 森ノ前 | 三二五八の一から三二五八の四まで、三二五九の一、三二五九の二、三二六〇、三二六一の一、三二六一の二、三二六一の三、三二六二の二、三二六三の一、三二六三の二、三二六四の一、三二六四の二、三二六五の一、三二六五の二、三二六六の一、三二六六の二、三二六七の一、三二六七の二、三二六八の一、三二六八の二、三二六九の一、三二六九の二、三二七〇の一、三二七〇の二、三二七一の一から三二七一の三まで、三二七二の一から三二七二の三まで、三二七三の一から三二七三の四まで、三二七五の七、三二七六の二、三二七七の三、三二七八の五、三二七九の |
|-----|--|

四、三二八〇の一、三二八〇の三、三二八一の一、三二八一の三、三二八二の一、三二八二の三、三二八三の一、三二八三の三、三二八三の四、三二八四の一、三二八四の三、三二八四の四、三二八五の一、三二八五の二、三二八五の四、三二八六の一、三二八六の三、三二八六の四、三二八七の一、三二八七の二、三二八八の一から三二八八の三まで、三二八九の一、三二八九の二、三二八九の四、三二九〇の一

(右地番は、平成十四年六月二十八日現在のものである。)

島根県告示第九百五十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、海士町長から次のとおり字の区域の変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

なお、この届出に係る字の区域の変更の効力は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による隠岐島前地区中山間地域総合整備事業の換地処分告示のあった日の翌日から生ずる。

平成十四年十一月十五日

島根県知事 澄 田 信義

隠岐郡海士町大字豊田に編入する区域

| 大字 | 字 | 地 | 番 |
|----|---|---|---|
| 海士 | | 五九五の二、五九五の三、五九九の三から五九九の七まで、六〇四の二、六〇四の三 | |
| | | 五一〇の一、五一〇の二、五一〇の三の一部、五一四五の三の一部、五一四六の二の一部、五一七六 | |

及びこれらの区域に隣接在する道路である町有地の全部

(ただし、右地番は平成十四年八月二十二日現在のものである。)

島根県告示第九百五十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十四年十一月十五日

島根県知事 澄 田 信義

| 医療機関の名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|-----------|-----------------|-----------|
| 加藤医院 | 簸川郡佐田町大字宮内七二六の三 | 平成十四年四月一日 |
| 有限会社つくし薬局 | 出雲市里方町八六四番地二 | 平成十四年十月四日 |

島根県告示第九百五十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関の名称変更の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十四年十一月十五日

島根県知事 澄 田 信義

| 指定医療機関の名称 | 所在地 | 変更年月日 |
|-----------------|-----------|-------------|
| 変更前 山口整形外科医院 | 山口整形平田診療所 | 平成十四年十一月十三日 |
| 変更後 | 平田市平田町三三五 | 平成十四年十一月十二日 |

島根県告示第九百五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の休止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十四年十一月十五日

島根県知事 澄 田 信 義

| | | |
|-----------|-------------|----------------------------------|
| 医療機関の名称 | 所 在 地 | 休 止 予 定 期 間 |
| 富沢医院 | 松江市八幡町二六六一五 | 平成十四年八月一日から 平成十四年十月三十一日 まで |
| 富沢医院出張診療所 | 松江市馬潟町三六六一三 | 平成十四年七月一日から 平成十四年十月三十一日 まで |

島根県告示第九百六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十四年十一月十五日

島根県知事 澄 田 信 義

| | | | | | | |
|-------------------|-------------------|-------------|------------------------------|-----|-----------------|------------|
| 指定訪問看護事業者・居宅介護事業者 | 主たる事務所の所在地 | 実施する事業 | 訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所 | 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
| 社会福祉法人 いわみ福祉会 | 那賀郡金城町大字七条ハ五五九番地二 | 短期入所生活介護 | 岡見ショートステイ | | 那賀郡三隅町大字岡見七〇〇番地 | 平成十四年十月一日 |
| 特定非営利活動法人あじさい | 益田市幸町二番三九号 | 居宅介護支援事業 | 指定居宅介護支援事業所あじさい | | 益田市幸町二番三七号 | 平成十四年十月二十日 |
| 特定非営利活動法人あじさい | 益田市幸町二番三九号 | 通所介護 | 通所介護あじさい | | 益田市幸町二番三七号 | 平成十四年十月二十日 |
| 特定非営利活動法人あじさい | 益田市幸町二番三九号 | 痴呆対応型共同生活介護 | グループホームあじさい | | 益田市幸町二番三七号 | 平成十四年十月二十日 |

島根県告示第九百六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の休止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十四年十一月十五日

島根県知事 澄 田 信 義

| | | | | | | | | |
|-----------------------------|------|--------------|--------------|----------|------------------------------|--------------|-------------|--------------------------|
| 指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者 | | 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 休止する事業 | 訪問看護ステーション・居宅介護事業者・居宅介護支援事業所 | 名 称 | 所 在 地 | 休止予定期間 |
| 富沢キョ | 富沢キョ | 松江市八幡町二二六六一五 | 松江市八幡町二二六六一五 | 居宅療養管理指導 | 富沢医院 | 松江市八幡町二二六六一五 | 松江市馬潟町三六六一三 | 平成十四年八月一日から平成十四年十月三十一日まで |
| 富沢キョ | 富沢キョ | 松江市八幡町二二六六一五 | 松江市八幡町二二六六一五 | 居宅療養管理指導 | 富沢医院出張診療所 | 松江市馬潟町三六六一三 | 松江市馬潟町三六六一三 | 平成十四年七月一日から平成十四年十月三十一日まで |

島根県告示第九百六十二号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年島根県規則第十七号）第二条の規定により告示する。

平成十四年十一月十五日

島根県知事 澄 田 信 義

| | | | | |
|-------|------|---------------|------------|-------------|
| 医師の氏名 | 診療科目 | 従事する医療機関 | | 指定年月日 |
| 梶谷 健一 | 整形外科 | 名 称 | 所 在 地 | 平成十四年十月三十一日 |
| 古川 誠治 | 整形外科 | 島根医科大学医学部附属病院 | 出雲市塩冶町八九一一 | |
| 柿丸 裕之 | 整形外科 | 島根医科大学医学部附属病院 | 出雲市塩冶町八九一一 | |

島根県告示第九百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十四年十一月十五日

島根県知事 澄 田 信 義

| | | | | |
|-------|------|---------------|--------------------|---|
| 酒井 康生 | 整形外科 | 島根医科大学医学部附属病院 | 出雲市塩冶町八九一一 | 〃 |
| 佐々木哲也 | 外科 | 島根医科大学医学部附属病院 | 出雲市塩冶町八九一一 | 〃 |
| 小林 幹久 | 内科 | 医療法人街道会小林医院 | 松江市雑賀町二二六四一三 | 〃 |
| 杉谷美代子 | 内科 | 平成記念病院 | 飯石郡三刀屋町大字三刀屋二二九四一一 | 〃 |

益田市土地改良区

一 就任した役員の名及び住所
理事

三浦 満 益田市有田町九三八番地二

二 就任年月日

平成十四年十月二十四日

三 退任した役員の名及び住所

理事

林 正 益田市高津二丁目二五番二〇号

能義郡伯太町土地改良区

一 就任した役員の名及び住所

理事

池田 浩昭 能義郡伯太町大字井尻一〇三〇番地八

須山奈良喜 能義郡伯太町大字東母里八二二番地

瀬尾 宏美 能義郡伯太町大字安田宮内一六五番地

宮本 利男 能義郡伯太町大字安田六五番地

岩田 義則 能義郡伯太町大字井尻九四一番地

西郡 愈 能義郡伯太町大字須山福富一二一番地

永江 博美 能義郡伯太町大字上小竹五六二番地

浜田 武 能義郡伯太町大字赤屋一番地

山本 博 能義郡伯太町大字安田中五〇九番地

渡邊 修 能義郡伯太町大字上十年畑六一五番地

山岡 美登 能義郡伯太町大字峠之内一九二番地

小山 匡輔 能義郡伯太町大字母里一六番地

後藤真作樹 能義郡伯太町大字西母里一四三五番地一

監事

石原 憲次 能義郡伯太町大字下小竹四二七番地二

梅瀬 律郎 能義郡伯太町大字東母里一七三三番地

三島 晴生 能義郡伯太町大字日次一五五番地

原 寛善 能義郡伯太町大字安田関三七六番地
二 就任年月日
平成十四年十月一日

三 退任した役員の名及び住所

理事

奥野 清 能義郡伯太町大字西母里一四三五番地の内第一

岩田 義則 能義郡伯太町大字井尻九四一番地

瀬尾 宏美 能義郡伯太町大字安田宮内一六五番地

池田 浩昭 能義郡伯太町大字井尻一〇三〇番地八

須山奈良喜 能義郡伯太町大字東母里八二二番地

宮本 利男 能義郡伯太町大字安田五二九番地

森脇 敦郎 能義郡伯太町大字母里六五番地

遠藤 芳美 能義郡伯太町大字峠之内四一六番地

西郡 愈 能義郡伯太町大字須山福富一二一番地

吉木 信明 能義郡伯太町大字安田関四九番地二

永江 博美 能義郡伯太町大字上小竹五六二番地

板倉 昭 能義郡伯太町大字草野七六番地

浜田 武 能義郡伯太町大字赤屋一番地

監事

石原 憲次 能義郡伯太町大字下小竹四二七番地二

梅瀬 律郎 能義郡伯太町大字東母里一七三三番地

三島 晴生 能義郡伯太町大字日次一五五番地

高橋 重雄 能義郡伯太町大字安田中四九八番地

島根県告示第九百六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第三項の規定により、安来市土地改良区理事長から須崎地区における換地処分を平成十四年十一月六日付で行った旨の届出があったので、同条第四項の規定により告示する。

平成十四年十一月十五日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第九百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項で準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の変更施行に同意した。

平成十四年十一月十五日

島根県知事 澄田信義

| | | |
|-------|--|------------|
| 事業主体名 | 事業名 | 同意年月日 |
| 三刀屋町 | 蛇の原野地区農道事業（地すべり関連事業） 矢通地区農道事業（地すべり関連事業） | 平成十四年十一月六日 |

島根県告示第九百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により地域森林計画をたてたいので、同法第六条第一項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに島根県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

平成十四年十一月十五日

島根県知事 澄田信義

| 森林計画区の名称 | 縦覧場所 | 縦覧期間 |
|--|---|--------------------------------|
| 斐伊川森林計画区（松江 市、出雲市、大田市、安 来市、平田市、八束郡、 能義郡、仁多郡、大原郡、 飯石郡、簸川郡及び邇摩 郡一円） | 島根県農林水産部林業管 理課及び松江、木次、出 雲、川本各農林振興セン ター | 自 平成十四年十一月十六日 至 平成十四年十二月十六日 |

島根県告示第九百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに島根県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

平成十四年十一月十五日

島根県知事 澄田信義

| 森林計画区の名称 | 縦覧場所 | 縦覧期間 |
|--|---------------------------------------|--------------------------------|
| 江の川下流森林計画区 （邑智郡、浜田市、江津 市及び那賀郡一円） | 島根県農林水産部林業管 理課及び川本、浜田各農 林振興センター | 自 平成十四年十一月十六日 至 平成十四年十二月十六日 |
| 高津川森林計画区（益田 市、美濃郡及び鹿足郡一 円） | 島根県農林水産部林業管 理課及び益田農林振興セ ンター | |

島根県告示第九百六十八号

島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱（平成十三年島根県告示第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

十四年十一月一日以後に貸し付けられた別表第一の上欄に掲げる資金(以下「島根県漁業近代化資金等」という。)について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金等については、なお従前の例による。

島根県告示第九百六十九号

島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱(平成十三年島根県告示第二百六十八号)の一部を次のように改正する。
平成十四年十一月十五日

島根県知事 澄 田 信 義

別表中

| |
|--------------|
| 年一・五パーセント以内 |
| 年一・八五パーセント以内 |
| 年一・五パーセント以内 |
| 年一・五パーセント以内 |
| 年一・五パーセント以内 |
| 年一・五パーセント以内 |
| 年一・五パーセント以内 |

を

| |
|-------------|
| 年一・三パーセント以内 |
| 年一・四パーセント以内 |
| 年一・三パーセント以内 |
| 年一・三パーセント以内 |
| 年一・三パーセント以内 |
| 年一・三パーセント以内 |
| 年一・三パーセント以内 |

に改める。

附 則

- この告示は、平成十四年十一月十五日から施行する。
- この告示による改正後の島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成十四年十一月一日以後に貸し付けられた島根県漁業近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金については、なお従前の例による。

島根県告示第九百七十号

島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱(平成十三年島根県告示第二百六十九号)の一部を次のように改正する。

平成十四年十一月十五日

島根県知事 澄 田 信 義

第五条第二号中「一・五パーセント」を「一・三パーセント」に改める。

附 則

- この告示は、平成十四年十一月十五日から施行する。
- この告示による改正後の島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成十四年十一月一日以後に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

島根県告示第九百七十一号

島根県漁業経営高度化促進支援資金利子補給事業実施要綱(平成十三年島根県告示第二百七十一号)の一部を次のように改正する。
平成十四年十一月十五日

島根県知事 澄 田 信 義

第五条中「一・五パーセント」を「一・三パーセント」に改める。

附 則

- この告示は、平成十四年十一月十五日から施行する。
- この告示による改正後の島根県漁業経営高度化促進支援資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成十四年十一月一日以後に貸し付けられた島根県漁業経営高度化促進支援資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業経営高度化促進支援資金については、なお従前の例による。

島根県告示第九百七十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六十二条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり告示する。
なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から四月以内に、次の四に定めるところにより意見を述べる事ができる。

平成十四年十一月十五日

島根県知事 澄 田 信 義

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

東出雲ショッピングパーク 八束郡東出雲町錦新町八丁目一番地二

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名(名称、代表者の氏名)及び住所

コーナン商事株式会社 代表取締役社長 疋田耕造 大阪府堺市鳳東町六丁六三七

番地一

協同組合東出雲ショッピングパーク 理事長 岸本正史 八束郡東出雲町錦新町八

丁目一番地三

3 変更しようとする事項

(一) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 一五、二〇二平方メートル

(変更後) 九、六六一平方メートル

(二) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 一、〇二一台

(変更後) 六六二台

(三) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 三七四台

(変更後) 三二六台

(四) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 一、〇九二平方メートル

(変更後) 五六二平方メートル

(五) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 八四立方メートル

(変更後) 七二立方メートル

4 変更の年月日

平成十四年三月二十日

二 届出年月日 平成十四年十一月八日

三 届出及び添付書類の縦覧場所 東出雲町まちづくり推進課(八束郡東出雲町大字揖屋町一四二)

四 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

1 意見書の提出先

松江市殿町一番地 島根県商工労働部商工企画課

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名及び住所(団体にあつては、その名称、代表者氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(二) (一)の記載事項についての公表の意思の有無

(三) 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

(五) 意見を述べる理由

3 その他

意見書に記載する氏名は、自署すること。

島根県告示第九百七十三号

道路の区域を次のように変更したので、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路整備課及び当該道路を管轄する土木建築事務所又は土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十四年十一月十五日

島根県知事 澄 田 信 義

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------------|-----------------|-----------------|----------------|----------------------------------|-----------------|-----------------|------------------|--------------------------------|------------------|------------------|------------------|--------------------------------|-----------------|---|---|----------------------------|---|---|---|--------------------------|---|---|---|---------------------------|---|---|---|--|--|
| " | | | | " | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 仁摩瑞穂線 | | | | 斐川出雲大社線 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 邑智郡川本町大字多田一〇八番三地先から同大字一〇五番一三地先まで | | | | 邑智郡川本町大字多田一〇六番三地先から同大字一〇五番一三地先まで | | | | 邑智郡川本町大字多田一〇八番地先から同大字一〇六番三地先まで | | | | 邑智郡川本町大字多田一一一番二地先から同大字一〇八番地先まで | | | | 出雲市江田町一九七番八地先から同町二〇八番一地先まで | | | | 出雲市常松町八七番一地先から同町八七番三地先まで | | | | 出雲市常松町二二四番地先から同町二二四番一地先まで | | | | | |
| 後 | 前 | 後 | 前 | 後 | 前 | 後 | 前 | 後 | 前 | 後 | 前 | 後 | 前 | 後 | 前 | 後 | 前 | 後 | 前 | 後 | 前 | 後 | 前 | 後 | 前 | 後 | 前 | | |
| 七・〇〇〇 一六・〇〇〇 | 七・〇〇〇 一五・〇〇〇 | 六・〇〇〇 一五・〇〇〇 | 六・〇〇〇 八・〇〇〇 | 七・〇〇〇 | 九・〇〇〇 一二・〇〇〇 | 九・〇〇〇 一二・〇〇〇 | 一四・〇〇〇 一九・〇〇〇 | 一二・〇〇〇 | 一九・〇〇〇 二二・〇〇〇 | 一五・〇〇〇 一八・〇〇〇 | 二〇・〇〇〇 三〇・〇〇〇 | 一五・〇〇〇 二四・〇〇〇 | 四・〇〇〇 一四・〇〇〇 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一四五・〇〇 | 一四五・〇〇 | 一〇〇・〇〇 | 一〇〇・〇〇 | 六五・〇〇 | 六三・〇〇 | 六三・〇〇 | 八八・〇〇 | 八八・〇〇 | 一二六・〇〇 | 一二六・〇〇 | 七三・〇〇 | 七三・〇〇 | 四八・〇〇 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 川本土木建築事務所 | | | | | | | | | | | | 出雲土木建築事務所 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| " | " | 拡幅 | " | 仮設道設置 ダブルウェイ | " | " | " | " | " | " | 拡幅 | " | 仮設道設置 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------------|------------------|------------------|---|-----------------|------------------|---|------------------|------------------|---|------------------|------------------|---|-----------------|--|
| ” | | | | | | | | | | | | | | |
| 黒沢安城浜田線 | | | | | | | | | | | | | | |
| 那賀郡弥栄村大字大坪一三三番二地先から同大字一三三番二地先まで | | | 那賀郡弥栄村大字木都賀イ三三九番一地先から同村大字大坪一四六番五地先まで | | | 那賀郡弥栄村大字大坪一三三番二地先から同大字一三三番二地先まで | | | 那賀郡弥栄村大字木都賀イ三三九番一地先から同村大字大坪一四六番五地先まで | | | | | |
| 前 | | 後 | 前 | | 後 | 前 | | 後 | 前 | | 後 | 前 | | |
| B | A | B | B | A | B | B | A | B | B | A | B | B | A | |
| 一四・〇〇〇 二三・〇〇〇 | 一六・〇〇〇 二三・〇〇〇 | 一〇・〇〇〇 五一・〇〇〇 | 一〇・〇〇〇 五一・〇〇〇 | 三・五〇〇 七一・〇〇〇 | 一四・〇〇〇 四六・〇〇〇 | 一四・〇〇〇 四六・〇〇〇 | 一四・〇〇〇 三四・〇〇〇 | 一四・〇〇〇 二三・〇〇〇 | 一四・〇〇〇 二三・〇〇〇 | 一六・〇〇〇 二三・〇〇〇 | 一〇・〇〇〇 五一・〇〇〇 | 一〇・〇〇〇 五一・〇〇〇 | 三・五〇〇 七一・〇〇〇 | |
| 一〇一・〇〇〇 | 一二四・〇〇〇 | 一、五二八・〇〇〇 | 一、五二八・〇〇〇 | 二、〇九四・〇〇〇 | 八二・〇〇〇 | 八二・〇〇〇 | 九二・〇〇〇 | 一〇一・〇〇〇 | 一〇一・〇〇〇 | 一二四・〇〇〇 | 一、五二八・〇〇〇 | 一、五二八・〇〇〇 | 二、〇九四・〇〇〇 | |
| 浜田土木建築事務所 | | | | | | | | | | | | | | |
| ” 上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 | | | ” 上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 村道移管 | | | ” 上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 | | | ” 上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 村道移管 | | | ” 上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 村道移管 | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------|---------------|------------------------------|---------|------------------------------|---------------------------------|------------------------------|---------------|---|---------------|----------------------------|--|----------------------------|-----------------------------------|--|--|
| " | | " | | | | | | | | | | | | | |
| 下府江津線 | | 弥栄旭インター線 | | | | | | | | | | | | | |
| 江津市敬川町二番一地先から同町二二六七番五地先まで | | 江津市敬川町一九七一番一地先から同町一九六八番七地先まで | | | 那賀郡金城町大字イ九七四番一地先から同大字イ五一〇番一地先まで | | | 那賀郡金城町大字小国イ八六〇番一〇地先から同大字イ五一〇番一〇番一〇番一〇地先まで | | | 那賀郡金城町大字小国イ五五一番二地先から同大字イ九七四番一〇番一〇番一〇地先まで | | 那賀郡金城町大字小国イ五五〇番九地先から同大字イ五五一番二地先まで | | |
| 前 | 後 | 前 | 後 | | | 前 | | 後 | | 前 | 後 | 前 | 後 | | |
| A | | | C | B | A | B | A | B | A | A | | | B | | |
| 五・五〇 六・六〇 | 五・〇〇 二五・〇〇 | 四・〇〇 一五・〇〇 | 一〇・〇〇 | 九・〇〇 一二・〇〇 | 九・〇〇 一五・〇〇 | 九・〇〇 一二・〇〇 | 九・〇〇 一五・〇〇 | 八・〇〇 六九・〇〇 | 三・五〇 一〇・三〇 | 三・五〇 一〇・三〇 | 一三・〇〇 四〇・〇〇 | 四・〇〇 一六・〇〇 | 一四・〇〇 二三・〇〇 | | |
| 六六一・五〇 | 五四九・〇〇 | 五四九・〇〇 | 六〇・〇〇 | 一一七・〇〇 | 七五・〇〇 | 一一七・〇〇 | 七五・〇〇 | 二二八・〇〇 | 四一八・〇〇 | 四一八・〇〇 | 一一〇・〇〇 | 一一七・〇〇 | 一〇一・〇〇 | | |
| 上記のA及びBは関 | 拡幅 | " | トリプルウェイ | | | " | | ダブルウェイ | | " | 拡幅 | " | ダブルウェイ解消 村道移管 | | |
| 上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 | | 上記のA、B及びCは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 | | 上記のA、B及びCは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 | | 上記のA、B及びCは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 | | 上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 | | 上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 | | 上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|---------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------------------|----------------|------------------|--------------------------------------|-----------------|----------|---|----------------|------------------------------|--|---------------------------|----------|--|--|--|
| " | " | | | | | | | | | | " | | | | | | | |
| 益田澄川線 | 三隅井野長浜線 | | | | | | | | | | 大田井田江津線 | | | | | | | |
| 益田市大谷町一四番九地先から同町二二〇番七 | 那賀郡三隅町大字芦谷一〇六七番三地先から同町大字井野へ一六二六番四地先まで | | | 那賀郡三隅町大字芦谷一〇六二番二地先から同大字一〇六七番三地先まで | | | 那賀郡三隅町大字芦谷七一八番二地先から同大字一〇六二番二地先まで | | | 江津市波積町本郷一七八番五地先から同町一八〇番三地先まで | | 江津市波積町本郷五九八番四地先から同町一八〇番三地先まで | | 江津市敬川町二番一地先から同町一一八六番五地先まで | | | | |
| 前 | 後 B A | | 前 A | 後 | 前 | 後 B A | | 前 A | 後 B A | | 前 A | 後 B A | | 前 A | 後 B B | | | |
| 六・四〇〇 一四・一〇〇 | 一一・〇〇〇 八四・〇〇〇 | 四・〇〇〇 一二・〇〇〇 | 四・〇〇〇 一二・〇〇〇 | 一九・〇〇〇 三五・〇〇〇 | 四・〇〇〇 七・〇〇〇 | 一〇・〇〇〇 六六・〇〇〇 | 四・〇〇〇 一五・〇〇〇 | 四・〇〇〇 一五・〇〇〇 | 五・〇〇〇 | 五・五〇〇 六・〇〇〇 | 五・五〇〇 六・〇〇〇 | 一七・〇〇〇 三二・〇〇〇 | 一七・〇〇〇 三二・〇〇〇 | | | | | |
| 三九・〇〇〇 | 四〇六・〇〇〇 | 八六〇・〇〇〇 | 八六〇・〇〇〇 | 六三・〇〇〇 | 七〇・〇〇〇 | 二二五・〇〇〇 | 二六〇・〇〇〇 | 二六〇・〇〇〇 | 一二四・〇〇〇 | 一二九・〇〇〇 | 一二九・〇〇〇 | 三八七・〇〇〇 | 三八七・〇〇〇 | | | | | |
| 益田土木建築事務所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| " | 上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ | | | " | 拡幅 | " | 上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ | | " | 上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ 仮設道設置 | | " | 上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ 市道移管 | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------|--------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|------------------------------------|-----------------|------------------|------------------------------------|-----------------|------------------|------------------------------------|-----------------|-----------------|
| | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | | | | | | | | | |
| | 浜田美都線 | 玉湯吾妻山線 | 杉戸仁多線 | 出雲仁多線 | | | | | | | | | |
| | 浜田市鍋石町四九二番五地先から同町三三二番一 地先まで | 仁多郡仁多町大字三成八六八番七地先から同大 字八四二番四地先まで | 仁多郡仁多町大字河内四二七番四地先から同大 字四三一番一地先まで | 仁多郡仁多町大字河内四二七番四地先から同大 字四三一番一地先まで | 地先まで | | | | | | | | |
| 前 | 後 | 前 | 後 | 前 | 後 | 前 | 後 | 前 | 後 | 前 | 後 | 後 | |
| A | B | B | A | B | B | A | B | B | A | B | B | A | 後 |
| 四・〇〇〇 一七・〇〇〇 | 一〇・五〇〇 七二・〇〇〇 | 一〇・五〇〇 七二・〇〇〇 | 三・五〇〇 三〇・〇〇〇 | 一一・〇〇〇 二八・〇〇〇 | 一一・〇〇〇 二八・〇〇〇 | 六・〇〇〇 一二・〇〇〇 | 一三・〇〇〇 四〇・〇〇〇 | 一三・〇〇〇 四〇・〇〇〇 | 五・〇〇〇 一五・〇〇〇 | 一三・〇〇〇 四〇・〇〇〇 | 一三・〇〇〇 四〇・〇〇〇 | 五・〇〇〇 一五・〇〇〇 | 九・五〇〇 一四・一〇〇 |
| 七八八・〇〇 | 一、九一三・〇〇 | 一、九一三・〇〇 | 一、七七五・〇〇 | 三三二・〇〇 | 三三二・〇〇 | 二七二・〇〇 | 二四八・〇〇 | 二四八・〇〇 | 一一六・〇〇 | 二四八・〇〇 | 二四八・〇〇 | 一一六・〇〇 | 三九・〇〇 |
| 浜田土木建築事務所 | | | | 仁多土木事務所 | | | | | | | | | |
| 〃 | 市道移管 | 〃 | 〃 | 町道移管 | 〃 | 〃 | 町道移管 | 〃 | 〃 | 町道移管 | 〃 | 〃 | 拡幅 |
| 上記のA及びBは関 | ダブルウェイ解消 | 上記のA及びBは関 係図面に表示する敷 地の区分をいう。 | 〃 | ダブルウェイ解消 | 上記のA及びBは関 係図面に表示する敷 地の区分をいう。 | 〃 | ダブルウェイ解消 | 上記のA及びBは関 係図面に表示する敷 地の区分をいう。 | 〃 | ダブルウェイ解消 | 上記のA及びBは関 係図面に表示する敷 地の区分をいう。 | 〃 | |

| | | | | | | | |
|-------------------------------------|------------------|------------------------------------|------------------|------------------------------|----------------------------|-------------------------------|------------------|
| " | | " | | " | | " | |
| 玉湯吾妻山線 | | 益田阿武線 | | 黒沢安城浜田線 | | 一の瀬折居線 | |
| 飯石郡三刀屋町大字三刀屋五八番地先から同町大字下熊谷八五三番一地先まで | | 仁多郡仁多町大字高尾一七八七番七八地先から同大字一八二一番一地先まで | | 益田市飯田町一三六〇番二地先から同町一三二四番二地先まで | | 益田市高津二丁目イ一三三番一ニ地先から同市三番一ニ地先まで | |
| 前 | 後 | 前 | 後 | 前 | 後 | 前 | 後 |
| 一二・五〇〇 五七・〇〇〇 | 一二・〇〇〇 六〇・〇〇〇 | 四・〇〇〇 一七・〇〇〇 | 一五・〇〇〇 二一・〇〇〇 | 五・五〇〇 六・五〇〇 | 一九・〇〇〇 四四・〇〇〇 | 五・五〇〇 七・二〇〇 | 一八・〇〇〇 二二・〇〇〇 |
| 四四六・〇〇 | 四一七・〇〇 | 四一七・〇〇 | 一一一・〇〇 | 一一一・〇〇 | 二八〇・〇〇 | 二七五・〇〇 | 三〇〇・〇〇 |
| 仁多土木事務所 | | 益田土木建築事務所 | | | | | |
| " | " " | 拡幅 | " | ダブルウェイ | 上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 | " | " " |
| | | 拡幅 | " | 市道移管 | | 係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 | |

島根県告示第九百七十四号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路整備課及び当該道路を管轄する隠岐支庁、土木建築事務所又は土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成十四年十一月十五日
島根県知事 澄 田 信 義

| | | | | | | | |
|-------|-------|-------|---|----------------------|-------------|----------------------------|----|
| 県道 | 道路の種類 | 路線名 | 供用開始の区間 | 延長 | 供用開始年月日 | 管轄する隠岐支庁、土木建築事務所又は土木事務所の名称 | 備考 |
| 米子伯太線 | 一般国道 | 百八十四号 | 飯石郡頓原町大字角井一八九六番三一地先から同大字一八九六番二四地先まで 安来市吉佐町字金井谷一一九六番三地先から同字一一九七番三地先まで | 三三〇・〇〇メートル 三四〇・〇〇 | 平成十四年十一月十五日 | 木次土木建築事務所 | |
| | | | | 六〇・〇〇 | | 広瀬土木事務所 | |

| | | | | | | | | |
|-----------------|-------|--|----------------|--|----------------|--------------------------------------|----------------|--|
| " | | 三刀屋木次イン ター線 | | | | | | |
| 益田澄川線 | | 飯石郡三刀屋町大字下熊谷八五三番一地从先から同大字下熊谷八五三番一地从先まで | | 飯石郡三刀屋町大字下熊谷八五三番一地从先から大原郡木次町大字下熊谷一五五九番四地从先まで | | 飯石郡三刀屋町大字下熊谷八五三番一地从先から同大字二〇二三番四地从先まで | | |
| 後 | 前 | 後 | 前 | 後 | 前 | 後 | 前 | |
| B | A | A | 後 | 前 | 後 | 前 | 後 | |
| 一一・四〇 | 八・〇〇 | 八・〇〇 | 三一・〇〇 五〇・〇〇 | 一一・五〇 五〇・〇〇 | 一四・五〇 八二・〇〇 | 一四・五〇 九二・〇〇 | 一一・五〇 五七・〇〇 | |
| 一〇〇・〇〇 | 八〇・〇〇 | 八〇・〇〇 | 一二八・七〇 | 二六八・〇〇 | 四六〇・〇〇 | 四六〇・〇〇 | 四二一・〇〇 | |
| 益田土木建築事務所 | | 木次土木建築事務所 | | | | | | |
| 仮設道設置 ダブルウェイ | | " | | " | | 減幅 | | |

| | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------------------|---------------------------------|----------------------------|-------------------------------|-----------------------------------|----------------------------------|--------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|-----------------------------------|------------------------------------|-------------------------------------|------------------------------|----------------------------------|
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 松江木次線 | 仁摩瑞穂線 | 日原須佐線 | 大田井田江津線 | 浜田八重可部線 | 下府江津線 | 邑智大森線 | 〃 | 〃 | 〃 | 仁摩瑞穂線 | 瓜坂川合線 | 遙堪今市線 | 出雲仁多線 |
| 大原郡大東町大字薦沢九六九番二二地先から同大字九五七番二〇地先まで | 邑智郡川本町大字多田四六番一地先から同大字二七八番一二地先まで | 鹿足郡日原町大字池村二二二番一〇番三〇番三〇地先まで | 江津市波積町本郷一七八番五地先から同町一八〇番三〇地先まで | 那賀郡旭町大字市木二五〇八番七地先から同大字二四八三番三〇地先まで | 江津市敬川町一九七一番一〇番一〇地先から同町一九六八番七地先まで | 邑智郡邑智町大字柵谷三四八番二〇番二〇地先から同大字三二二番一〇地先まで | 邑智郡川本町大字多田一〇八番三〇地先から同大字一〇五番一三〇地先まで | 邑智郡川本町大字多田一〇六番三〇地先から同大字一〇五番一三〇地先まで | 邑智郡川本町大字多田一〇八番三〇地先から同大字一〇六番三〇地先まで | 邑智郡川本町大字多田一一一〇番二〇地先から同大字一〇八番三〇地先まで | 大田市川合町川合字程原一八三〇番一〇地先から同字一八四四番六〇地先まで | 出雲市常松町二二三番四〇地先から同町二二四番一〇地先まで | 出雲市稗原町字鐘築四一〇三番四〇地先から同町一五六番六〇地先まで |
| 七六三・〇〇 | 一六四・〇〇 | 一五・一〇 | 一二四・〇〇 | 一四〇・〇〇 | 五四九・〇〇 | 五三四・〇〇 | 一四五・〇〇 | 一〇〇・〇〇 | 六五・〇〇 | 八八・〇〇 | 二三三・〇〇 | 一〇〇・〇〇 | 三三〇・〇〇 |
| 平成十四年十二月八日 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 木次土木建築事務所 | 川本土木建築事務所 | 津和野土木事務所 | 〃 | 〃 | 浜田土木建築事務所 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 川本土木建築事務所 | 大田土木建築事務所 | 〃 | 出雲土木建築事務所 |

| | | | | | | |
|----------------------------------|---|---|--|---------------------------------------|---------------------------------------|----------------------------|
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 益田澄川線 | 三刀屋木次イン ター線 | 布部安来線 | 隠岐空港線 | 日原須佐線 | 柿木津和野停車 場線 | 黒沢安城浜田線 |
| 益田市有明町六四九番三地先から同町ロ二二三 三番五地先まで | 飯石郡三刀屋町大字三刀屋六三番三地先から大 原郡木次町大字下熊谷一一三二番五地先まで | 安来市上吉田町字池田六八四番二地先から同市 下吉田町字藤木二八七番五地先まで | 隠岐郡西郷町大字今津字原三八九番地先から同 大字字中瀬一四八番地一地先まで | 鹿足郡日原町大字池村二九七七番一地先から同 大字二一四二番一地先まで | 鹿足郡津和野町大字後田イ五〇番六地先から同 大字イ六二番一一地先まで | 浜田市河内町三三二二番九地先から同地番先ま で |
| 一〇〇・〇〇 | 九三六・〇〇 | 三六〇・〇〇 | 四二〇・〇〇 | 一四〇・〇〇 | 三八・〇〇 | 一七四・〇〇 |
| 平成十四年十一月 十八日 | 平成十四年十二月 十四日 | 平成十四年十一月 三十日 | 平成十四年十一月 十五日 | 平成十四年十二月 一日 | 平成十四年 十一月十五日 | 平成十四年十一月 十九日 |
| 益田土木建築事務所 | 木次土木建築事務所 | 広瀬土木事務所 | 隠岐支庁 | 〃 | 津和野土木事務所 | 浜田土木建築事務所 |

訓 令

島根県訓令第二十号

島根県公文書管理規程（平成十三年島根県訓令第四号）の一部を次のように改正する。

平成十四年十一月十五日

島根県知事 澄田信義

第十一条中「電子計算機」の下に「（以下「電子計算機」という。）」を加える。

第二十九条第二項第二号中「又はファクシミリ」を削る。

第四十一条第一項中「公文書は、」の下に「島根県個人情報保護条例（平成十四年島根県条例第七号）第二十六条の規定により訂正等をしなければならない場合を除き、」を加える。

公 告

附 則

この訓令は、平成十四年十一月十五日から施行する。

第五十条中「第二十七条第二項」を「第二十七条第二項及び第二十九条第一項」に改める。

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定による都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成十四年十一月十五日

島根県知事 澄田信義

一 都市計画の種類

松江圏都市計画地区計画

二 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十四年十一月十五日

島根県知事 澄 田 信 義

一 開発区域

益田市昭和町イ四一三一 外六筆

面積 四、六九七・七五平方メートル

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

益田市乙吉町イ三二三番地七

新日本不動産 代表者 天野登

教育委員会規則

県立学校の組織編制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十一月十五日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第二十二号

県立学校の組織編制に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の組織編制に関する規則(昭和三十三年島根県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「部及び定員」を「部、学科及び学級区分並びに定員」に改める。

別表第一島根県立情報科学高等学校の部中

情報処理科 八〇 八〇 八〇 を

情報処理科 四〇 八〇 八〇
マルチメディア科 四〇
に改め、同表島根県立松江北高等学

校の部中 三二〇 三六〇 三六〇 を 三二〇 三二〇 三六〇 に改め、同表島

根県立松江南高等学校の部中 三二〇 三六〇 三六〇 を

三二〇 三二〇 三六〇 に改め、同表島根県立松江東高等学校の部中

三二〇 三二〇 三二〇 を 二八〇 三二〇 三二〇 に改め、同表島根県立松

江工業高等学校の部中 工業化学科 四〇 四〇 四〇 を

工業化学科 四〇 四〇 四〇 に改め、同表島根県立横田高等学校

の部中 一六〇 一六〇 二〇〇 を 一六〇 一六〇 一六〇 に改め、同表島根

県立出雲工業高等学校の部中 環境システム科 四〇 四〇 四〇
工業化学科 四〇 四〇 四〇 を

環境システム科 四〇 四〇 四〇 に改め、同表島根県立大田高等学校

の部中 一六〇 二〇〇 二〇〇 を 二〇〇 一六〇 二〇〇 に改め、同表島根

県立川本高等学校の部中 八〇 一二〇 一二〇 を 八〇 八〇 一二〇

に改め、同表島根県立浜田商業高等学校の部中

毎週火・金曜日発行

島根県立高等学校通学区域規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十一月十五日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第二十三号

島根県立高等学校通学区域規程の一部を改正する規則

島根県立高等学校通学区域規程（昭和二十五年島根県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三中

| | |
|--|--|
| 県立松江工業高等学校 機械科、電気科、建築科 及び工業化学科 県立出雲工業高等学校 機械科、電気科及び建築科 | 県立松江工業高等学校 土木科、電子科、電子機械科及び 情報技術科 県立出雲工業高等学校 電子機械科及び環境システム科 県立江津工業高等学校 総合電気科 県立益田工業高等学校 電子機械科 |
|--|--|

を

| | |
|--|---|
| 県立松江工業高等学校 機械科、電気科及び建築科 県立出雲工業高等学校 機械科、電気科及び建築科 | 県立松江工業高等学校 土木科、電子科、電子機械科及び 情報技術科 県立出雲工業高等学校 電子機械科及び環境システム科 県立江津工業高等学校 総合電気科 県立益田工業高等学校 電子機械科及び工業化学科 |
|--|---|

に

県立浜田商業高等学校商業科
県立津和野高等学校

を

県立浜田商業高等学校商業科

に

改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の島根県立高等学校通学区域規程は、平成十五年度以降島根県立高等学校に入学しようとする者に適用する。

改め、別表第四中

平成十四年十一月十五日印刷
平成十四年十一月十五日発行

発行者 島 根 県

発行所 松江市殿町島根県庁
松江市学園南松陽印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円（送料共）